

第3号議案 令和3(2021)年度事業計画 (案)

認定 特定非営利活動法人 おおいた成年後見権利擁護支援センター

昨年度も引き続き、津久見市と共催で開催した市民後見人養成講座は、応募者数 20 名の中から 10 名が修了しました。法人後見支援員(市民後見人)の登録者が 42 名になり、法人後見事業では、その中から現在 7 名が活動中です。審判待ちが 1 名、診断書待ちが 1 名で受任件数が少しずつではありますが増えています。

今年度初めて開催しました何でも相談会では、弁護士と社会福祉士、ケアマネや司法書士と行政書士、看護師など 1 件の相談内容に応じて、複数の専門職がチームとなって対応することで、ワンストップでの解決を目指しました。

バトンカフェは、今年はコロナの影響で津久見市ふれあい交流センターが使えず、2ヶ所で開催しましたが、総数 394 人で参加者延べ人数が 1,476 人となりました。

また、参加者よりちょっとした困りごとから、成年後見等申立の相談などを受けることが多くなりました。この活動は、今後も引き続き日本財団の助成金でおこなっていきます。

日頃から顔と顔の見える温かい関係性が築かれ、居心地の良い居場所で、気になったことが自然に言葉として出てくる、相談し易い環境ができていると感じています。

今年度は、日本財団から助成金をいただけるようになり、また昨年度は認定 NPO 法人として認証されました。これまで同様、権利擁護支援事業と成年後見事業に真摯に取り組んでまいりますので、今年度もご協力をよろしくお願いいたします。

【基本方針】

障害があってもなくても、地域で、違いを認め合い、みんなと一緒に暮らす事ができる地域づくりがすすむ事を願い、当法人のスローガン「お互いが思いやりを持って、協働しあう、心あたたまる地域づくりを目指します」をかかげ、役割を確実に果たしていきます。

【重点項目】

1. 成年後見制度利用支援体制整備(中核機関設置)のための周知活動と受託

昨年度は、利用促進に向けた体制整備勉強会と検討会(中核機関に向けての検討会議)を開催し、講師に日本福祉大学大学院平野隆之教授と尾張東部権利擁護支援センター長で厚労省成年後見制度利用促進専門家会議委員住田敦子さんから、国の方針や中核機関の4つの機能のうち分散して委託ができること、実務上、法人後見事業の経験知が必要ないこと相談担当職員の質の担保が重要であることなどを、参加者の行政職員へ周知できたと考えます。地域住民にとって良い機関となるよう、今後も中核機関の委託を受ける方向でアプローチして参ります。

2. 法人後見事業と市民後見人養成講座の実施

これからは、支援をする側と受ける側に分かれるだけではなく、地域住民が、お互いが助け

合い、対等で思いやりのある関係性を築きながら、笑顔で暮らせる地域づくりの 1 つとして、国がすすめているのが市民後見推進事業です。高齢化に伴う成後見人不足の単に補足的役割ではなく、地域づくりの担い手として、重要な役割を担う質の高い権利擁護支援者の育成を図るこの事業をすすめていきます。

3. 居場所づくりへのアウトリーチ

地域密着型のバトンカフェの存在意義は大きく、より多くの地域での開催が望まれることから、自法人主催の開催だけにとどまらず、他の地域でも実施が可能となる取組みが出来るようアウトリーチして、側面的支援（エンパワメント）をおこなっていきます。

【事業計画】 ★は、日本財団助成事業

1. 成年後見事業

(1)市町村からの委託事業

- ① 法人後見事業の委託・管理
- ② 法人後見事業の立上げ支援と運営のアドバイス

(2)法人独自の成年後見事業

a 登録制複数担当方式(専門職：金銭管理、市民後見人：身上保護)法人後見の運営【成年後見事業】

- ① 目的：いつでも相談が出来て、誰でも必要な人が成年後見制度を利用することができる
- ② 内容：1.法人後見支援員(市民後見人)として登録した担当者が被後見人と面談をして見守り支援(身上の保護)をする。

③いつでも困ったときに、相談が出来る場所の提供

日時：1回/2週(法人内支援員(市民後見人)と被後見人(施設等)で調整)

月曜日～金曜日まで(9時～16時まで相談窓口の開設)

場所：事務局、被後見人の入所施設又は居宅

対象者：被後見人の後見事務ならびに法人内支援員(市民後見人)の指導教育バックアップ

b 登録者の専門職と市民後見人の複数担当方式

c 登録制市民後見人1人での金銭管理と身上保護

(3)家庭裁判所から直接選任された市民後見人と契約を行い、指導・監督を行う

2. 権利擁護支援事業

①★バトンカフェ(毎月第2日曜日：白杵商工会議所1階フロア)

1.要支援者の早期発見早期対応のためと、居場所づくりを目的に開催する。

障がいがあっても、なくても、誰もが集える場を、みんなで作っていきます。顔と顔の見える関係づくりを広げて、何かあったら、お互いさまの精神で、助け合っていく、思いやりのある心あたたまる地域にみんなで、していきましょう。対象は、0歳から120歳まで、障がいがあっても、無くてもどなたでも参加できます。

2. 新たにカフェ設置を希望している団体等への開催アドバイス指導。

②バトン見守り隊事業

バトンゼミナール・バトン市民後見人養成講座修了者が、支援として見守り支援が必要な方のお手伝いをします。

③任意代理契約事業

必要に応じて契約により支援をおこないます。

④事業所と相談契約事業

契約により会社や事業所のメンタルヘルスケアや職員への相談支援をおこないます。

⑤★バトン市民後見人養成講座

- 1) 目的：認知症や障がいなどで判断能力が低下した方の権利と財産を守るため、成年後見制度を活用の活用支援と法人後見支援員(市民後見人)の育成
- 2) 内容：30 単位・60 時間予定(後見活動や権利擁護支援に必要な科目)
- 3) 日時：令和3年6月～令和3年2月頃まで予定
- 4) 場所：リアルとオンラインのハイブリット方式 津久見市内の施設：津久見市協ふれあいセンター
- 5) 対象者：大分県下の住民

⑥★行政専門職のための事例検討会・勉強会 バトンゼミナール(地域の質の良い支援者の育成)

- 1) 内容：事務局で準備した事例等で事例検討会他
- 2) 日時：1回/月実施
- 3) 場所：リアルとオンラインのハイブリット方式 公民館等会場 or バトン事務所
- 4) 対象者：法人後見支援員のフォローアップ研修、行政職員、地域の相談員、社会福祉士 ケアマネ、福祉従事者、権利擁護支援、社会貢献活動に関心のある一般市民等

⑦権利擁護支援実践協議会

成年後見制度利用促進に寄与するための活動です。地域の関連機関との会議や支援活動、学習会等を行い、権利擁護支援に必要性とその普及を図ります。

⑧バトン図書館

不要になった書籍を寄付していただき、無料で貸し出しを行います。貧困家庭の負の連鎖等が問題になっています。貧困から抜け出すための方法として、学力や知識を身につけることだと言われています。また、児童虐待等の早期発見にもつながる活動です。

⑨バトン講師派遣事業

バトン講師派遣事業は、講師登録制で60分2万円で、登録者が受託する事業です。行政や各団体、事業所などに、講義名、講義内容、講師名等の一覧表を配布して、依頼を受け日程等の調整を行います

⑩総合相談(随時何でも相談)

- 1) バトンカフェで「なんでも相談会」を開催します。
- 2) 保健・医療・福祉・権利擁護に関する相談全般を随時受け付けています。

⑪バトン何でも相談会

医療・福祉・介護保険・障がい・消費者被害・労務関連等各種専門職が一堂に会し、相談を受けます。

⑫★成年後見制度に関する相談(津久見市社協)

- 1) 目的：権利擁護と成年後見制度の啓発普及のため
- 2) 内容：権利擁護と成年後見制度等の困りごとの相談を受ける
- 3) 日時：1回/月、第4水曜日 13：30～15：30
- 4) 場所：無料で、津久見市社協ふれあいセンター
- 5) 対象者：大分県下の住民

★何でも相談会 4回/年開催予定

⑬権利擁護と成年後見に関するアンケート

権利擁護支援の必要性と成年後見制度の実態把握のため各事業所専門職等へ調査依頼を行う。

⑭エンパワメント事業

いくつになっても、障がいがあっても、社会参加(社会貢献)と就労ができる環境を整備する

○幟市出店支援

⑮ボランティア活動事業

ボランティア(夏休み学生ボランティア等)や研修の受入れや派遣をおこない、体験の場の提供やバックアップ支援をおこなうことで地域社会に貢献する。

3. 法人内の取り組み

(1)会議の開催

総会、理事会、3者会議、運営推進会議、職員会議、相談員会議、法人後見支援員会議を開催します。

(2)支援者の拡大

当法人の活動やパンフレット等をとおして、バトン支援者(正会員、賛助会員、寄付者)の拡大を目指します。

(3) 他機関の委員会や研修会への参加